

委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）

- ・ 提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。

（ 1 ） 提言とりまとめ以降の状況

- 1/17：第 16 回委員会 提言とりまとめ
- 1/18：提言説明会
- 1/24：運営会議
- 1/24：第 17 回委員会（拡大委員会）：河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。テーマ別部会の設立決定。
- * 1/29：第 21 回琵琶湖部会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」および一般意見聴取・反映に関する意見交換。
- 2/ 1：全部会専任委員が委員会委員として追加される。
- 2/ 6：運営会議
- 2/20：運営会議
- 2/24：第 18 回委員会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。
- * 2/24：第 1 回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- * 3/ 8：第 1 回治水部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- * 3/ 8：第 1 回利水部会：〃
- * 3/ 8：第 1 回環境・利用部会：〃
- 3/10：運営会議
- * 3/27：第 2 回利水部会：説明資料に関する意見交換
- * 3/27：第 2 回治水部会：〃
- * 3/27：第 2 回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- * 3/27：第 2 回環境・利用部会：前半、自然環境、水質、利用の 3 つの検討班に分かれて説明資料に関する意見交換を行い、後半、全体で各検討班の議論内容の報告、意見交換を行った。
- 3/27：第 19 回委員会：テーマ別部会長より各部会での議論内容の報告、説明資料に関する意見交換
- * 4/10：第 3 回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- * 4/10：第 3 回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（検討班別）
- * 4/11：第 3 回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- * 4/14：第 4 回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

- *4/14：第3回利水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- *4/17：第4回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（全体）
- *4/18：第4回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- *4/18：運営会議
- *4/21：第20回委員会：テーマ別部会の状況報告、今後の進め方、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明
- *5/10：運営会議
- 5/16：第21回委員会：住民意見の聴取・反映についての提言に関する意見交換、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明

（*は3頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

（2）テーマ別部会の設立について

第18回委員会（1/24）においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第19回運営会議（2/6）にて、4つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第19回委員会（2/24）にて決定された。

（3）委員の追加、退任について

2/1：全部会専任委員が委員会委員として追加。

任期更新を辞退した委員3名が退任。

3/27：本人の希望により、委員1名が退任。

環境経済学（委員退任に伴う補充のため）を専門とする委員1名と行政法（補強のため）を専門とする委員1名が追加。委員会に加え、それぞれ環境・利用部会、住民参加部会に所属。

委員1名が住民参加部会に所属を追加。

（4）今後の予定

<委員会>

注：6/20：第22回委員会

注：7/12：第23回委員会

<部会>直近の部会のみ記載

5/25：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会

5/27：住民参加部会

5/29：環境・利用部会

5/31、6/3、6/5：治水部会（日程調整中）

5/31：利水部会（開催日変更の可能性有）

5/31：淀川部会

5/31：猪名川部会

注：第22、23回委員会の開催日が当初予定から変更となっています。

第22回委員会（6/27→6/20）、第23回委員会（7/15→7/12）。

委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

< 運営会議 >

第22回運営会議（2003.4.17開催）結果報告	4
第23回運営会議（2003.5.10開催）結果報告	5

< 委員会 >

第20回委員会（2003.4.21開催）結果概要（暫定版）	6
-------------------------------	---

< 琵琶湖部会 >

第21回琵琶湖部会（2003.1.29開催）結果概要	11
----------------------------	----

< 環境・利用部会 >

第1回部会（2003.3.8開催）結果報告	17
第2回部会（2003.3.27開催）結果報告	19
第3回部会（2003.4.10開催）結果報告	20
第4回部会（2003.4.17開催）結果報告	22

< 治水部会 >

第1回部会（2003.3.8開催）結果報告	23
第2回部会（2003.3.27開催）結果報告	24
第3回部会（2003.4.10開催）結果報告	25
第4回部会（2003.4.14開催）結果報告	26

< 利水部会 >

第1回部会（2003.3.8開催）結果報告	27
第2回部会（2003.3.27開催）結果報告	29
第3回部会（2003.4.14開催）結果報告	30

< 住民参加部会 >

第1回部会（2003.2.24開催）結果報告	31
第2回部会（2003.3.27開催）結果報告	33
第3回部会（2003.4.11開催）結果報告	34
第4回部会（2003.4.18開催）結果報告	35

*テーマ別部会における説明資料（第1稿）に関する主な意見、やりとり内容は資料2-2に掲載しておりますので、そちらを参照下さい。

開催日時：2003年4月17日（月） 17：30～20：00

場 所：京都リサーチパーク 2階 ルーム3

参加者数：委員 8 名（委員長、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長、環境・利用部会長、治水部会長、利水部会長、住民参加部会長）、河川管理者 3 名

1 検討内容および決定事項

①テーマ別部会の開催状況の確認および今後の進め方

各テーマ別部会長より、これまでの開催状況や今後の進め方について報告が行われた。

②原案審議の進め方について

下記の内容を第 20 回委員会(4/21)にはかることとなった。

<検討の視点、役割分担>

- ・ 「整備計画の考え方が提言に即したものとなっているか」という視点で「計画の基本的な考え方、骨子等」を中心に検討する。
- ・ 重要な整備内容（各部会にて判断する）については実施や検討の妥当性について検討する。その他の施策は留意点（具体化の方針、検討内容の示唆など）がある場合には検討する。
- ・ テーマ別部会は各テーマの視点で、地域別部会は各地域の視点で検討する。

<意見書イメージ>

- ・ 整備計画原案の項目に沿って意見を記述する。委員個人の反対、付帯意見も添付する。

<全体スケジュール>

- ・ 個別ダムの説明は十分な時間が必要なので、第 20 回、21 回委員会の 2 回に分けて行う。
- ・ テーマ別部会は、6 月委員会にて中間報告、7 月委員会にて最終報告を行う。
- ・ 地域別部会は、7 月委員会にて中間報告を行う。
- ・ 9～10 月に委員会としての意見書を河川管理者に提出することを目標とする。

③当面の会議について

- ・ 第 20 回委員会（4/21）では、テーマ別部会の状況報告、河川管理者によるダムの説明および質疑応答を行う。また、河川管理者にダムに関する資料について十分な時間をとって説明頂くため、開催時間を 1 時間延長し、17:30 終了とする。
- ・ 第 21 回委員会（5/16）では、住民参加部会から提出される住民参加に関する提言案の検討、河川管理者によるダムの説明および質疑応答を行う。また、河川管理者にダムに関する資料について十分説明頂くため、開催時間を 1.5 時間延長し、18:00 終了とする。
- ・ 第 22 回委員会を当初予定の 6/27 から 6/20 頃に、第 23 回委員会を当初予定の 7/15 から 7/12 に変更する方向で再度、日程調整を行う。

2 今後のスケジュール

- ・ 次回運営会議は 5/10（土）14:00～16:00 に開催する。また、第 24 回運営会議を 6/2 に、第 25 回運営会議を 6/16 に開催する。

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2003年5月10日（土） 14:00～16:30

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 4階 研修室3

参加者数：委員8名（委員長、琵琶湖部会長代理、淀川部会長、猪名川部会長、環境・利用部会長、治水部会長、利水部会長、住民参加部会長代理）、河川管理者3名

1 検討内容および決定事項

①今後の進め方

＜全体の進め方について＞

- ・ 第21回委員会（5/16）開催後、地域別部会とテーマ別部会を並行して開催する。
- ・ 原案（説明資料含む）の審議では、テーマ別部会は流域全体に係わる内容（実施場所が明記されていない事業等）、地域別部会は個別事業（実施場所が明記されている事業）を検討する。
- ・ 第21回委員会後に追加を検討していた委員会（全委員に4/25付けFAXにてご都合をお伺いしていたもの）は開催しない。
- ・ 第22回委員会を6/20（15:00～18:00）、第23回委員会を7/12（13:30～16:30）に開催する。
- ・ 第22回委員会（6/20）で、河川管理者より説明資料（第2稿）が提出される。

＜地域別部会、テーマ別部会の開催＞

当初予定に加えて下記部会の開催予定が下記のとおり決まった。

- ・ 淀川部会：5/31（16:00～19:00 注：猪名川部会と同時開催）
- ・ 猪名川部会：5/31（16:00～19:00 注：淀川部会と同時開催）
- ・ 環境・利用部会：5/29（13:30～16:30）
- ・ 治水部会：3候補日時 5/31（10:00～12:00）、6/3（13:30～16:30）、6/5（14:30～17:30）について委員のご都合をお伺いして決める。
- ・ 利水部会：5/31（13:00～15:30）を候補とするが、利水者に需要実態についてお話し頂く予定であるため、利水者の事情によっては日時変更となる可能性がある。
- ・ 住民参加部会：5/27（13:30～16:30 注：15:00～18:00に変更の可能性有り）

②第21回委員会（5/16）の進め方について

- ・ 主な議題は、「住民意見聴取・反映に関する追加提言について」「ダムに関する説明と質疑応答」とする。
- ・ 「ダムに関する説明」では、前回委員会の説明で委員に意図が伝わらなかった部分について、冒頭で河川管理者から説明頂く。ダムについて120～130分で説明頂いた後、休憩を30分程度とって質疑応答を50分程度行う。

③その他

- ・ 委員の所属以外の部会への参加について、地域別部会もテーマ別部会と同様（当該部会委員と同等に議論に参加。定足数には含まれず議決権はない。謝金、交通費等は支払わない）とする。
- ・ 委員会の議論の促進策として、Q&A集の作成等が望ましい。

2 今後のスケジュール

- ・ 第24回運営会議を6/2（月）17:00～19:00、第25回運営会議を6/27（金）14:00～16:00に開催する。

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

淀川水系流域委員会 第 20 回委員会 結果概要（暫定版）

03. 5. 15 庶務作成

開催日時：2003 年 4 月 21 日（月） 13：30～17：40

場 所：大津プリンスホテル 3階 プリンスホール

参加者数：委員 42 名、河川管理者 24 名、一般傍聴者 296 名

1 決定事項

- 資料 1-3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」に対して意見のある委員は 5/7(水)までに提出する。

2 審議の概要

① テーマ別部会についての状況報告

資料 1-1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」、資料 1-2「テーマ別部会の状況報告（開催状況、主な意見等）」、資料 1-3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」に基づき、各テーマ別部会の状況報告が行われた。

② 今後の進め方

資料 2「原案審議の進め方」に基づき、今後のスケジュール等について説明が行われた。“7 月の委員会の審議項目に地域別部会の中間報告”を追加する等の修正を加え、資料 2 に基づく進め方が確認された。この他、「テーマ別部会に提出された意見についても委員全員で共有できるようにしてほしい」との意見が出された。

③ 説明資料（第 1 稿）のダム部分に関する説明

河川管理者より資料 3-1「ダム計画の見直しの考え方」、資料 3-2「川上ダム計画の見直し案説明資料」、資料 3-3「天ヶ瀬ダム再開発計画の見直し案説明資料」に基づき説明が行われた。主な意見は「3 主な意見交換」を参照。

④ 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から、「今日のダムに関する説明は“ダムは原則として建設せず…”という提言の上に考えられたものではないのでは」「流域委員会の 2 年間の議論を十分反映し、ダムの見直しを行うべき」「ダム建設コスト、費用の分担等を市民にも分かるように明示すべきである」等の発言があった。

3 主な意見交換

説明資料（第 1 稿）のダム計画見直し案に関する意見交換

河川管理者より資料 3-1「ダム計画の見直しの考え方」、資料 3-2「川上ダム計画の見直し案説明資料」、資料 3-3「天ヶ瀬ダム再開発計画の見直し案説明資料」に基づき説明が行

われ、それに関する意見交換が行われた。

i)ダム計画見直しの考え方

治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし、水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。以上の認識に基づき、他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境の影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。淀川水系の特性に鑑み、特に「琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響」「狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害の軽減」「近年頻発している渇水に対する安全度の確保」「既存ダム群の再編成」に留意し、ダム計画の見直しを行う。

ii)川上ダム計画の見直し案

- ・ 過去の災害と木津川の河川整備の現況
- ・ 木津川上流域（上野地区）の河川整備計画の考え方
- ・ 浸水対策の検討（対象洪水：昭和 28 年 13 号台風洪水、昭和 40 年 24 号台風洪水）
- ・ 浸水対策案：河道内貯留案、上野遊水地掘削拡大案、遊水池新設案、水田嵩上げ案、滞留掘削嵩上げ案、耐水型街づくり案（ピロティ案）、複合案（上野遊水地掘削拡大案＋ピロティ案）、複合案（ピロティ案＋一部（大規模工場）輪中案）、ダム案
- ・ 対策案の評価（ダム案以外は 40 年以上の期間が見込まれるなど地元合意を得ることは実態的に不可能）
- ・ 川上ダム案の有効性と現計画の見直しの方向性（治水、利水、ダムの環境保全対策）
- ・ 今後の検討事項（貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更を行う場合は環境等の諸調査を実施、土砂移動の連続性を確保するための方策の検討、利水について早急な水需要の精査確認）

iii)天ヶ瀬ダム再開発計画の見直し案

- ・ 琵琶湖の浸水被害の特徴、実績、被害シミュレーション
- ・ 琵琶湖の放流操作（瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム）
- ・ 瀬田川・宇治川の流下能力増加（天ヶ瀬ダムの放流能力の増強、瀬田川の流下能力の増加、宇治川の流下能力の増加）
- ・ 代替案の比較（制限水位の低下、ダム・遊水池、内湖復活、水田貯留、森林の整備、瀬田川洗堰の全閉、放流制限を止める、湖岸堤の新設、内水排水ポンプの新設・増強）
- ・ 天ヶ瀬ダム再開発事業が環境に及ぼす影響
- ・ 今後調査・検討しなければならない事項（既存施設の活用した放流方法の検討、放流方法の変更に伴う環境への影響、貯水池運用の変更を行う場合は環境等の諸調査、土砂移動の連続性を確保する方策の検討、利水について早急に水需要の精査・確認）

< 委員からの主な意見 >

○ 全般的な意見

- ・ 川上ダムも天ヶ瀬ダムもゴールが「浸水被害の解消」になっている。提言の「破堤による壊滅的被害の回避」「地域特性に応じた治水安全度の向上」「環境に配慮した治水」が反映されていないのではないか。
→提言を受けた説明資料（第1稿）では治水対策として「堤防強化」と「狭窄部上流に対する安全度の確保」をあげた。ダムはこの「狭窄部上流に対する安全度の確保」するための対策であり、提言の「地域特性に応じた治水安全度の向上」に当たると考えている。（河川管理者）
- ・ ダムや堤防といったハード対策にのみ頼らず、流域社会の構造を災害に強い形にするソフト対策が反映されていない。
→今回はダムというハード対策に限って行った。説明資料（第1稿）であげた情報システムの整備等がソフト対策に対応する。（河川管理者）
- ・ 治水・利水とともに環境を目的に掲げた河川法改正や提言内容が反映されていない。決して環境に配慮しながら治水、利水をせよというのではない。例えば、このダムについては自然環境を考慮することができないというのであれば、そう言って欲しい。
- ・ 総合治水と言う文言は書いてあるが、不十分である。河川管理者が十分な提案ができない理由に次の2つがある。1つは、河川しか見ていない。川上ダムの場合、550箇所の溜池の嵩上げ、395haの水田の遊水池化は確かに無理だが、地域を面的に見た場合、この部分は溜め池として、ここは遊水池といった地域で少しでもダムを小さくできるだろう、という現実的な案ができるはず。もう1つは、これまで地元の方の納得を得てやってきた知恵があるのに、これからの遊水池はゼロであるというように地域の人々の意識や社会の仕組みに関するイメージがないためである。是非、その点は考えて欲しい
- ・ 雨水とどう付き合うなど地域の姿、人の姿が見えない
- ・ 住民の合意を得るプロセスが一切書かれていない。
- ・ 住民に対しても「川の中だけではできない」、ということを示すのが河川管理者の使命。その場合、大きな降雨があった場合、これだけ減らしますよ、というのはあるが、これだけ浸かりますよというのでも示して欲しい。こうすれば大丈夫というデータだけでは住民側の対応も期待できない。
- ・ 一級河川直轄区間以外（指定区間等）における対応が示されていない。水系の一貫管理の観点から整合を取って欲しい。
- ・ 総合治水については理想を提言しているが、現実には私権の制限を行うような法律がないとできない。その中で理想に向かって動くのだけれど、当面の策はこうしていくという説明が必要なのでは。できないことはできない説明をもっとうまくされてはどうか。
- ・ 今回のダムに関する資料は第1稿だと考える。第2稿、第3稿を期待したい。今回の説明が川上ダム、天ヶ瀬ダムの方針決定ではないと理解して良いか。
- ・ 委員会が判断しなければいけないのはダムをどういう風に造るかではなく、造るか、造ら

ないかを判断したいので、判断材料となるような説明をして欲しい。

○ 検討プロセス、代替案の比較について

- ・ 今日聞いた代替案は「これで全てか」という感じを受けた。例えば、多目的ダムにおける治水以外の利水、発電といった機能面からの検討、代替案の提示等が不十分ではないか。
→本日は利水についてほとんど触れていない。水需要について精査・確認中であるのでまた改めて説明したい。発電についても同様である。(河川管理者)
- ・ なぜ、ダムと他の対策を比較するのか。他のものも含めてダム自身を小さくしていくという考え方はできないか。また、水系の暮らしを含めて変えていこうという考え方ができないか。
- ・ 費用対効果分析の結果および根拠が提示されていない。また、代替案の比較を分かりやすくマトリックス等に整理して欲しい。(ランニングコスト、環境への影響の定性的評価等を含めて)
→後日提示する。(河川管理者)

○ 環境保全について

- ・ ダム開発における環境に対するスタンスの総合的なビジョンが示されていない。今回の資料では、事業アセスでこのような環境保全措置を取ると書いてあるのとほとんど変わらない。この流域全体で、どのように環境のことを考えていくのかといった全体計画を説明資料の中で書いていくことが重要。
- ・ ダム湖の水質対策については、一庫ダムでも行われているが、本当にうまくいっているのかどうかをきっちり踏まえて、流域内のダムをどうするのかというような全体的な計画が欲しい。

○ 追加資料、データ等

- ・ 土地利用の変化については将来的にも十分検討した上で、それに対応した流出量変化を考慮したシミュレーションを重ねながら見ていくことが重要。
→今後、土地利用の状況において流出量も変化すると考えられるので対応したい。(河川管理者)
- ・ シミュレーションの結果に、実際にその規模の降雨が起こりうる可能性も示して欲しい。
→確率の評価は現在手元に資料が無いので、後日提示する。(河川管理者)
- ・ 昭和 36 年の時点ではなく、現在の施設の状態でどのような被害がでるかを提示して欲しい。
- ・ 水需要の精査・確認を早急に出して欲しい。
- ・ 利水のコストアロケーションが明示されていない。
- ・ 治水については詳細に被害状況等が記述されているのに、利水については濁水状況の説明もなにもない。

- 川上ダム費用について、実際にこれまで使ってきた額と、今後ダムを建設する場合に使う費用、予想通り行くのかどうかの見通しも含めて示して欲しい。
→川上ダムについては全体の事業費が850億円でこれまで400億円あまりの費用が投入されている。今後、貯水規模により費用は変わってくるので、今、これくらいとは言えない。
(河川管理者)
- ダム建設事業費に補償費等が含まれていないのでは。また、内訳、算出根拠についても提示して欲しい。
→事業費には補償費等も含まれている。内訳は次回委員会までに提出する。(河川管理者)

○ 各ダムについての意見

- 宇治川の問題について、流下能力の向上に伴う環境に配慮した河川整備の具体的な工事手法が提示されていない。結局は疎通能力を大きくする＝掘削をすることなのか説明願いたい。景観対策など幅広い意見を汲み取りながら進めて欲しい。
→前々回の治水部会で説明させていただいた。ただし、天ヶ瀬の再開発や下流の堤防対策を踏まえて実施すると書いているので、今後実施する際に、住民の方々に説明し、意見を聴き、流域委員会にも諮りたい。(河川管理者)
- 川上ダムについて、3つの川のうちの一つの支川に川上ダムをつくるだけで、狭窄部による水害が解消できるのか疑問。もう少し水田とか森林とかいろいろなところに分担させて、それでもなおかつダムが必要という総合的な考え方も必要。また、伊賀地域の非常に複雑な気象条件や3つの川が合流するという流域の水文特性というものをもう少し分析する必要がある。
- 平成7年5月の琵琶湖の浸水については制限水位がプラス30cmになったことによる浸水被害であり、それ以前の被害とは状況が異なるため、全部1つに括って浸水被害とするのは問題ではないか。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から発言があった。

- 提示されたダムの見直し案は、「ダムは原則建設しない」という提言に基づいて考えられたものではないと感じた。「ダムが必要である」という結論に誘導する見直し案である。
- 今回説明されたダムの見直し案には流域委員会での2年間の議論が反映されていない。
- 川上ダムは最終的な総事業費の見通しが立たないまま建設が進められている。ダム建設コスト、費用の分担等を市民にも分かるように明示すべきである。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第 21 回琵琶湖部会（2003.1.29 開催）結果概要

03.2.21 庶務作成

開催日時：2003 年 1 月 29 日（水） 13：30～17：00

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海 8

参加者数：委員 13 名、河川管理者 14 名、一般傍聴者 48 名

1 決定事項

- ・ 住民意見聴取の試行については委員が主導的に行いたいとの具体案が示された場合には、部会の承認のもとで実施することを認めるかどうかについて、文書にて委員に確認する。

2 審議の概要

①委員会、他部会および提言に関する報告

資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況（中間とりまとめ以降）」、及び資料 1-2「提言（案）とりまとめの経緯と今後の予定」を用いて、報告が行われた。

②原案審議の進め方について

資料 2「原案審議の進め方と体制について」について説明が行われた。

③河川管理者説明資料（第 17 回委員会資料）についての意見交換

河川管理者より、資料 3-3「淀川水系整備計画策定にむけての説明資料（第 1 稿）」に関する意見聴取状況について」の説明が行われた後、資料 3-1-2「淀川水系整備計画策定にむけての説明資料（第 1 稿）」とあわせて、意見交換が行われた。

○主な意見交換の内容については、「3 主な意見」を参照。

④一般からの意見聴取・反映について

資料 4「一般意見の聴取・反映について」について説明が行われた後、今後の一般意見聴取の試行について、意見交換が行われた。

○主な意見交換の内容は、「3 主な意見」を参照。

※ 琵琶湖部会として、住民意見聴取の試行を承認・サポートするかどうかについては決定するには至らず、「1. 決定事項」の通りとなった。

⑤その他

- ・ 次回の琵琶湖部会は、運営会議で今後の審議体制が確認され次第、開催予定を決定する。

⑥一般傍聴者からの発言

- ・ 一般傍聴者 1 名から、「住民意見の聴取を実施する際には、関心の高い市民団体について事前に登録しておき、説明会の開催予定等の情報を発信する必要がある」との意見が出された。

3 主な意見

①原案審議の進め方について

庶務より、資料 2「原案審議の進め方と体制について」についての説明の後、意見交換が行われた。

- ・ テーマ別部会をつくるとなると、例えば水位管理の問題など、環境、治水、利水にそれぞれ関係するため対立する利害が発生するが、どこで調整するのか。
→最終的には委員会で調整する。また、各委員は自分が所属していないテーマや自身の専門外の部会にも自由に参加できるため、そこで他のテーマ部会の動向を把握できる。(部会長)
- ・ テーマ別部会に、ダム部会を設ける必要があるのではないか。
→運営会議では、ダムについては部会や委員会等で全体的な視点で議論するのがよいという考え方が多数派であったため、ダムのテーマ部会は設けていない。(部会長)
→ある程度議論が進んだ段階で、必要があるならダム部会の設立を検討してはどうか。(部会長代理)

② 河川管理者説明資料(第17回委員会資料)についての意見交換

資料 3-3「淀川水系整備計画策定にむけての説明資料(第1稿)」に関する意見聴取状況について、資料 3-1-2「淀川水系整備計画策定にむけての説明資料(第1稿)」について、意見交換が行われた。

○ 主な意見交換

<住民意見の聴取、自治体への説明に関して>

- ・ 資料 3-3 には、「関係住民」や「一般住民」等の表記が混在している。関係住民といってもどこまでの範囲なのかははっきりせず、このままでは誤解が生じる恐れがある。「住民」という言葉について統一した表記と解釈が必要ではないか。
→表記の混在については、「住民」という言葉で統一する。(河川管理者)
- ・ 住民との対話について、現状、琵琶湖周辺の地域では具体的にどんな取り組みを行う予定なのかお聞かせいただきたい。(部会長)
→住民に対しては、第1段階として現在5カ所程度で説明会の開催を予定している。流域委員会から住民意見聴取に関する提言をいただければ、また別途次の段階でやるべきことを検討する。告知方法としては、流域内の住民の方には、新聞折込み等で積極的に説明会開催の告知を行う。流域外の方にもインターネット等で情報を入手できるようにしている。(河川管理者)
- ・ 自治体に向けた説明会には、自治体のどういう部署の方が参加されたのか。
→河川管理者と関係深い建設関連の部署を窓口で、できるだけ多くの関係部局の方々に集まってもらえるように呼びかけていただいたが、自治体によって出席した部署、関係者の数に差があった。(河川管理者)
→自治体ごとに出席者に差があると情報の伝達に濃淡が出るうえ、必要な情報が関係各所に十分伝わらない可能性がある。自治体関係者には幅広く伝えてほしい。
→説明会は今後も継続していく。できるかぎり多くの参加を呼びかける。その場での質疑応答だけでなく、後日文書でも質問を受け付けているので、意見は自治体を代表した市長や村長の名前で出されると思われる。(河川管理者)
- ・ 住民意見の聴取は、例えば組織で働いている人としての意見と、個人としての意見で違っ

てくることもある。そういう部分に配慮する必要があるのではないか。

- ・ 「住民」という言葉の定義はその時々によって曖昧であり、意識的に積み上げていくことが委員会の課題である。また、自治体問題については、地方自治の観点から自治体の直轄区間の河川整備について、あまり国の機関から強い圧力をかけることはできない。上からの押し付けではなく、地域から盛り上げていく方向で考えなければならない。

<資料 3-1-2 について>

- ・ 資料 3-1-2 には、部会で議論のあった、子供達への河川・環境学習の推進に関する施策が盛り込まれていない。
→ p3 の河川レンジャーに関するところで、現段階では「環境学習の指導等を試行的に依頼」と記述するにとどまっている。
- ・ 整備計画をつくるにあたっては、内湖の復元など調査研究が必要なものもあると思われるが、説明資料の中で「検討する」と書かれているところに、その意味も含まれていると解釈してよいのか。
→ そうである。(河川管理者)
→ どんな形で検討を行うのか、河川整備計画の中で具体的にもっとはつきりと示していただきたい。(部会長)
- ・ 河川環境整備の部分では、技術的な課題も多い。p7「河川環境」に、河川の攪乱機能を調べるためのダムによる試験放流について記されているが、これによって流砂がどうなるのか、植生と川の流れの関係がどうなるか、総合的に調査してほしい。将来の技術開発につながる。(部会長代理)
- ・ p23「河川利用」の部分に、釣り人や漁業についての扱いが抜けているのではないか。提言に記したはずであるが。
→ 基本的に自然回復を念頭においた河川利用を促進するという方向で提言と同じであるが、具体的に漁業振興をどうするか、など具体的なことは現時点では書いていない。
(河川管理者)
- ・ 竹を使った切れにくい護岸や石積みなどの伝統工法を河川整備計画の中に、積極的に位置付けてはどうか。長期的な計画なのだから、耐久年数のある人工構造物よりも長く使える可能性のある材質も用いるべきだ。
→ p9「2) 生息・生育環境の保全、及び再生の検討」に“竹林”と記すなど、意識はしているものの、はっきり明示してはいない。(河川管理者)
- ・ 「治水・防災」の「情報提供」ところで、グラフィック等を用いるなどの工夫を凝らして、わかりやすく興味をもてるような形での情報提供を考えられないか。
→ p11 で「リアルタイムでマスメディアへ提供」の部分で記しているように、インターネットを使ってリアルタイムに表示できる仕組みを作る等の工夫をしているので、ここを今後拡充していきたい。(河川管理者)
→ インターネットだけではなく、太鼓の鳴らし方で火事の場所を知らせるなど、先人の知恵を生かした情報伝達の方法等に学べることはないだろうか。
- ・ 川や湖の水は必ず海に流される。海に対する責任についても考えてほしい。

- ・ p26～「ダム」では、ダム計画の内容を見直す際に踏まえる事項がいくつか述べられているが、この中に「住民意見の反映」に関する事項が抜けている。
→当然のことだと考え、記述していない。(河川管理者)
- ・ 高水敷の段階的な切り下げや利用の見直しについて、日頃から河川敷を利用して、見直しに反対している住民との調整をどうとるのか。
→提言の内容にそって、p24に「本来、河川敷以外でも可能なスポーツ施設等は縮小していくことを基本とする」としているが、地域の強い要望もあるため、地域毎、河川毎に河川利用委員会（仮）を設置し、そこで議論していこうと考えている。利用の問題はマニュアルで画一的に対処すべきものではないと考え、このような案を出した。
(河川管理者)
- ・ 流域委員会は、提言を河川管理者に提出した以上、河川整備計画の内容についても一定の責任を持つべきと考えている。計画資料の中で抜けている記述がある場合は、積極的に指摘して書き加えてもらえるように努力していくべきだ。今後のテーマ別部会等の課題ともなるであろう。(部会長)

③一般からの意見聴取・反映について

資料4「一般意見の聴取・反映について」について説明が行われた後、今後の一般意見聴取の試行について、意見交換が行われた。

○主な意見交換

- ・ 住民意見聴取の試行については、正式な部会として開催することが難しいため、有志によって行うことが考えられるが、部会とは独立して完全に有志で行うのか、部会として承認・サポートする方がよいのかをこの場で確認したい。(部会長)
→提言には、住民意見聴取に関しては理念しか記載されておらず、有効で具体的な方法論はまだ見つかっていない。意見聴取の試行の中で効果があったものや、なかなか実態をつかみにくいサイレントマジョリティの意見の反映方法等が見つかれば、別途提案したい。1月18日の提言説明会では、たくさんの方から意見をお寄せいただいたので、まずはその中から良いものを発掘していきたい。
- ・ 河川整備計画の原案作成までに委員会のできることは限られている。意見を聴取するだけでよいのか、意見の反映まで考えるのか、ずっと試行のままでよいのか等、いつまでに何をすべきか、委員会の役割を明確にしておくべきである。
→整備計画への意見の反映については、河川法にも記されているように河川管理者の役割となる。流域委員会は、意見聴取・反映の方法論を述べるだけである。その意味では、「試行」という形しかとれない。(部会長)
- ・ 提言内容と河川管理者の整備計画の対応がわかりにくい。提言に多く記した住民参加の部分について、説明資料第1稿の中でどう書かれてあるのか、一度整理していただきたい。また、住民から意見を聴取するに際しては目的意識をもって取り組まねば、無限に意見を聞き続けてもまとまらない。
→住民への情報公開や地域との連携について、資料に記載していることは少ないが、ソフト対策は、整備計画に当然含まれている。住民意見の聴取・反映方法については整備計

画を策定する際のプロセスなのであり、整備計画自体に位置付けることはできない。(河川管理者)

→治水や利水については、住民参加型のシステムをつくる等のソフト対策を行うべきだという議論を何度もしてきた。その部分も河川整備計画に含めるべきではないか。

→この議論は、本日話し合うには大きすぎる。計画に記載すべきだと思われることを文書で提案するのが適当ではないか。今、ここで議論すべきは、住民意見聴取の方法論である。(部会長)

- ・ 住民同士の対話がうまくいかなかった要因として役所が仲立ちしてきたことがあげられる。ダムや河川利用など具体的なテーマについて、住民同士(例：上流と下流)が対話できる環境を整えることが重要である。委員会としてやれることがあるならやってみよう。住民意見の調整役となる河川レンジャーが担うべき役割も明確化しておく必要がある。

→サイレントマジョリティといわれる層の方は、日々の暮らしの中で水や河川のことをあまり意識していない。切実な思いを持っている地域の方から意見を聞くことは容易だが、無意識な層から意見を聞くのは難しい。日常それほど問題のない所で、もし蛇口がとまったら、洪水が起きたら、といった意見を聞くための見通しを立てる必要がある。住民同士では必ず意見が分かれる。お互い立場の違いを超えて何ができるのかを考えるべき。住民同士のコミュニケーションの場を作る試行は必要だと考える。
- ・ 本来、この問題は委員会で考えることであるが、住民意見の聴取に関して委員会委員の意識はそれほど高くない。まずは琵琶湖部会から始めてみるということも考えられる。いろいろなアイデアで方法を試してみるべき。
- ・ 住民意見聴取の試行は、意見聴取の方法を模索するために実施するもので、河川整備計画に住民意見を反映するために開催するものではない。「試行」の趣旨が参加者に伝わるかどうか、疑問だ。試行の意味がきちっと伝わらなければ参加者は整備計画に意見が反映されることを過大に期待するのではないか。
- ・ 琵琶湖部会が、まず試行を行うべきだ。農業者や漁業者、林業の後継者など、今まで盲点になっていた若い世代の人達から意見を聞く必要がある。
- ・ 公式に考えると、住民が誤解するリスクがある以上、試行を行うことは難しい。意見聴取の試行を行うのか、やめるのか、リスクを押し切ってでも試行を行うべきだと思われる委員がいるなら、部会がサポートしてもよいのかどうか。その辺りを議論したい。本日決まらないなら、当分の間実施することはできない。(部会長)
- ・ もう提言は出来ているが、手続き上は可能なのか。

→委員会では、住民意見聴取・反映に関する提言を作成する方向になっているため、手続き上は可能である。ただ、時間が限られているため部会として実施するのは難しい。委員の誰かが主体となってやらないと成り立たない。(部会長)
- ・ 地域の再生をキーワードに、子供の意見を集めて、世界水フォーラムに持ち込むという取り組みを行っている。ある意味、それが試行となり得るかもしれない。一人一人の委員が、それぞれのフィールドで試行を行い、その結果を意見聴取グループに伝えるのが委員としての責務なのではないか。
- ・ 住民の方から、流域委員会へ対話をしたいとの要望はなかったのか。

→公式には、琵琶湖部会へは寄せられていない。(部会長)

→試行を行ってもよいと思うが、本来は、関心を持っている団体等の方からこちらに対してアプローチすべきことであるので、こちらからお膳立てする必要もないだろう。

- ・ 試行とは別に、河川管理者が主体となって、実際に意見を聴取・反映するためのフォーラム等をつくるのはどうか。
- ・ 本日は、意見聴取の試行を行うかどうかについての結論を保留させていただく。後日、試行を委員が主導的に行いたいとの具体案が示された場合には、部会の承認のもとで実施することを認めるかどうかについて、文書にて委員に確認する。(部会長)

④ 一般傍聴者からの発言

- ・ ダム問題を考える会を開く場合、建設予定地域の住民や自治体は多分集まりやすいが、下流の住民、関心を持っているグループなどが集まれるかどうかの問題である。そこで、住民意見の聴取を実施する際には、関心の高い市民団体について事前にモニターのような形で登録しておき、説明会の開催予定等の情報を発信する必要がある。

以上

※議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

開催日時：2003年3月8日(土) 16:30～18:40

場 所：京都リサーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員22名、他部会委員2名、オブザーバー1名、河川管理者18名、一般傍聴者61名

1 決定事項

① 環境・利用部会の部会長代理として中村委員が決定した。

① 短時間で効率的に議論を進めるために3つの検討班(自然環境、水質、利用)を設置することが決定し、リーダーとメンバー構成が以下の通りに決定した。なお、欠席された委員(下線の委員)については、後日、所属について確認した上で最終決定とする。

自然環境：川端委員(リーダー)、西野委員(サブリーダー)、江頭委員、紀平委員、小林委員、田中(真)委員、谷田委員、寺川委員、長田委員、松岡委員、吉田委員、鷺谷委員

水 質：宗宮委員(リーダー)、川上委員、田中(哲)委員、中村委員、原田委員、三田村委員、矢野委員、和田委員

利 用：榎屋委員(リーダー)、有馬委員、井上委員、倉田委員、服部委員、細川委員、楨村委員、山村委員、山本委員、渡辺委員

① 次回の部会(3/27)は当初部会が予定されていた時間(15:30～17:30)の前半2/3で検討班を開催し、後半1/3で第2回部会を開催する。それまでにリーダーを中心に各担当分野について班毎に検討内容を詰めておく。

① 4月中に1～2回程度部会を開催する方向で日程調整を行う。

2 審議の概要

① 部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつおよび委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1. 決定事項」参照。

② 部会での検討事項およびスケジュール

資料1「淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要(暫定版)」、資料2「テーマ別部会について」、資料2補足「環境・利用部会の今後の進め方(案)」をもとに、今後の部会での検討事項やスケジュール、検討班の設置などについて説明が行われ、上記「1. 決定事項」の通り決定した。主な意見は次の通り。

- ・ダムに関して、「検討班を設けてはどうか」「部会でダムのみ議論する場を1、2回設けてはどうか」等の意見が出され、部会長から「ダムは全体に関係する問題なので、まず各班がそれぞれの視点で議論して部会でその結果を持ちより審議してはどうか。最終的には委員会では他部会からの意見も含め総合的に議論される」との意見が出された。

- ・メーリングリストをつくるなど班のメンバー同士が双方向で議論できるよう工夫してほしい。

③ 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

河川管理者から、資料3-2-1「説明資料(第1稿) 質問の回答」、3-2-3「委員からの質問と回答」を用いて、委員からの環境及び利用に関する質問と意見に対して回答があった。その後、河川管理者の説明に対して、委員からの追加質問があり、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

- ・ダムに関する回答の説明がなかったが、他の部会で説明されたのか。
→ダムについて、再編に関する説明は治水部会で行ったが、環境に関係する部分はこの部会で説明すべきだった。回答内容は配布資料に記しているのでもちらを参照頂き、改めて説明が必要な場合にはまた説明させて頂きたい。(河川管理者)
- ・説明資料(第1稿)の5章で事業名と地名を記載している全事業について具体的な整備内容を記した個票(資料3-2-3の環境・利用部会部分の22頁以降に一部掲載)を作成中であり、でき次第委員宛に送付したい。(河川管理者)

- ④ 一般傍聴者からの意見聴取
一般傍聴者からの発言はなかった。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年3月27日（木） 15：30～17：45

場 所：国立京都国際会館 1階 アネックスホール2（自然環境班、全体会議）/
2階 RoomB-1（水質班）/2階 RoomB-2（利用班）

参加者数：委員23名、他部会委員7名、オブザーバー1名、河川管理者17名、一般傍聴者106名

1 決定事項

- ・自然環境班および利用班では、次回部会にむけて、整備計画に書かなければならないことや説明資料の修正等についての意見を提出する。

2 審議の概要

① 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

部会の前半で自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて審議が行われ、その後全体で審議が行われた。

＜検討班に分かれての審議＞

各班で資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」をもとにリーダーより本日の論点についての説明が行われた後、意見交換が行われた。班毎の審議の内容は以下の通り。

・自然環境班

「提言の内容が説明資料（第1稿）に反映されているかどうか」という点に関して、意見交換が行われた。「様々な主体が協働して取り組む理念が欠けている」、「生態系の構成要素と機能についての認識が不足している」、「河川環境の修復ではなく保全・回復が重要」等の意見が出された。

・水質班

「水質のモニタリングと管理を充実させるシステムづくりをしてほしい」、「生態系をベースにした管理のあり方を考えるべき」「河川管理者ができる範囲を考えておくべき」「上流から下流まで一体で考えるべき」「安全性を確保できる対応が必要」「住民レベルの情報をうまく吸収できるシステムが必要」「河川管理者としての独自の水質管理基準を設けてはどうか」等の意見が出された。

・利用班

説明資料（第1稿）にある河川利用委員会や水面協議会の枠組みや舟運について主に議論され、「河川環境保全の視点に基づくガイドラインが必要」といった意見が出された。舟運については次回の検討会で河川管理者よりその考え方を説明したいとの提案があった。

＜全体での審議＞

各検討班のリーダーより各班での検討内容について報告が行われ、その後その内容についての意見交換が行われた。また、班別で検討する体制について、意見の整合性をとる必要がある等の意見が出た。

② 一般傍聴者からの意見聴取（全体会議にて実施）

一般傍聴者1名より「自然はデリケートなので河川環境の修復のための事業は、一気に施行せず成果を確認しながらゆっくりと少しずつ行ってほしい」との発言があった。

3 その他

- ・第3回環境・利用部会を4月10日（木）13：30-16：30、第4回環境・利用部会を4月17日（木）13：30-16：30に開催する。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご覧の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第3回環境・利用部会（2003.4.10開催）結果報告

2003.4.16 庶務発信

開催日時：2003年4月10日（木） 13：30～16：35

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール 淡海7・8（全体会議・水質班）
／淡海9（利用班）／淡海10（自然環境班）

参加者数：委員20名、他部会委員3名、河川管理者22名、一般傍聴者157名

1 決定事項

第4回部会（4/17）は全体会議とし、各検討班リーダーから報告頂く内容や検討班間で相互に関連する問題等について議論する。

2 審議の概要

①今後の進め方について（全体会議）

部会長より説明があり、部会全体での今後の進め方等について確認された。

○部会長からの説明内容

各検討班で個々の具体策についても審議に入る。今後のスケジュールとして、次回部会（4/17）は全体会議とし、検討班間で相互に関連する問題等につき議論する。第20回委員会（4/21）では状況報告にとどめ、方向性提示をめざす。その後2回程度部会を開催し、第20回委員会にて提示される予定のダムに関する資料内容も踏まえてテーマ別部会の報告をとりまとめる。

②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換（検討班別）

自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて資料2-2「論点に関する前回部会（3/27）での主な意見・やりとり内容」等をもとに委員間や河川管理者との意見交換が行われた。各班の審議の内容は以下の通り。

○自然環境班

- ・川が川をつくる理念について：「ダイナミックに変動する河川を許容する十分な河川空間の必要性」「『川が川をつくっている』地区の保存の重要性」「最後の仕上げを川に任せる整備方法」「川が川をつくる、という理念を実現する技術開発としての森林保全」「普通種保全のための改善策が必要」「多自然型川づくりの反省」「ダムの放流による流況変動で川のダイナミクスを取り戻せないか」
- ・提言が目標としている「1960年代前半」とは？：「人間や生物が許容できる範囲内で、ダイナミックに変化する川」「モニタリングとフィードバックによる順応的な対応」「モニタリングの技術開発と効果検証」
- ・具体的な整備内容について：「住民参加など仕組みが計画内容に反映されていないのではないか」「十分なモニタリングのためのスケジュールを明示すべき」

○水質班

- ・新たな水質管理・監視について：「施設整備から河川管理へ転換の可能性について」「河川管理者のリーダーシップによる水質マネジメントの実施」「モニタリングの実施と展開および人材育成の必要性」「浄化対策とそのB/C」「水供給と水の質」「水質調査の現状」
- ・水質改善のためのシステムづくり：「水質の統合管理システム構築」「他の主体との連携、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の機能」「住民の水質に対するオーナーシップ意識の

醸成」

- ・水質目標の設定について：「水質を幅広く捉えるべき」「河川で保持すべき独自の水質目標の設定」

その他、環境のためのコスト負担等について河川管理者と意見交換が行われた。

○利用班

- ・説明資料（第 1 稿）の舟運に関する部分について河川管理者より説明が行われ、委員と河川管理者との間で意見交換が行われた。
- ・河川環境の保全と両立した河川利用のあり方について、「高水敷の利用（自治体や住民との連携、調整、河川利用のあり方、河川利用委員会）」、「漁業」、「水域利用」、「水陸移行帯（名称、合意形成等）」、「堤外民地・不法占拠」等の論点について委員と河川管理者との間で意見交換が行われた。

③一般傍聴者からの意見聴取（検討班別）

- ・自然環境班：なし
- ・水 質 班：一般傍聴者 1 名より「水質調査における DO と深さの重要性」「水質協議会等への要望」に関して発言があった。
- ・利 用 班：一般傍聴者 1 名より「高水敷のグランド利用の現状」「河道内にある樹木の伐採の方針」「河川利用委員会の実態」に関して発言があった。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第4回環境・利用部会（2003.4.17開催）結果報告

2003.4.28 庶務発信

開催日時：2003年4月17日（木） 13：30～16：35

場 所：京都リサーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員22名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者102名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、4/10以降の各部会の状況について説明が行われた。

②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

各検討班リーダーから資料2「環境・利用部会の検討班の現状とりまとめ」を用いて、各検討班におけるこれまでの議論内容や今後の課題について報告が行われた。その後、主に各検討班間で相互に関連する問題や個々の具体策について、意見交換が行われた。

<主な意見>

○自然環境について

- ・ 自然環境を回復する際の基準：過去の環境資源目録を参考にし、タイムスケジュールを検討／現在、わかっていること、わかっていないことを整理／1960年代を 等
- ・ 自然環境の回復のプロセス：保全地域を示した全体のゾーニングマップと保全区域での再生計画が必要／手を加えない地域（立ち入り禁止区域）を設定することが必要 等

○水質について

- ・ 水質管理のあり方：河川管理者には水質問題に本気で取り組む姿勢が見られない／人間だけではなく、様々な生物を含めた流域全体での水質マネジメントが必要／水質は水だけではなく、底質の砂とセットで／環境教育等により住民自らが監視・モニタリングに関与を 等
- ・ 琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）：水質について丸投げにしている感じがする／どのようにして具体化していくのか／既存の組織等との関係を整理する必要がある 等

○利用について

- ・ 利用のあり方：川の中だけではなく、堤防から50～100mの範囲での利用規制が必要。関係省庁との協定や住民参加による対応を検討すべき／瀬田川の水面利用については国が率先してしっかりとした利用規制を／泳げる川のためにはしっかりとした安全教育を 等
- ・ 河川利用の目標・基準：河川敷のグラウンド縮小に向けて、1960年代のグラウンド数を数値目標にしてはどうか。等

○全体的な意見

- ・ 具体化に向けてのプロセス：整備計画後にモニタリングなどを行う委員会を実現化していくプロセスについて説明頂きたい。
- ・ 施策・事業の評価：定性的な評価も含めた費用対効果が重要
- ・ モニタリング：人の感覚・直観を取り入れることも重要／今の調査項目は非常に限定的。もっと多岐にわたり水を調査していくべき
- ・ 丹生ダムを検討項目：琵琶湖の急速な水位低下を軽減するための容量確保の検討ではダム湖の水質の悪化の影響が考慮されていない。また、琵琶湖の水位低下については洗堰操作規則の見直しを提言しており、ダムに頼れとは提言していない。再考が必要。

③一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者からの発言はなかった。

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第1回治水部会（2003.3.8開催）結果報告

2003.3.12 庶務発信

開催日時：2003年3月8日（土） 10:00～12:00

場 所：京都リサーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員12名、他部会委員2名、河川管理者21名、一般傍聴者85名

1 決定事項

- ・治水部会の部会長代理として森下委員が決定した。
- ・4月中に1～2回程度部会を開催する方向で日程調整を行う。
- ・次回の部会では、提言と「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」（以下、説明資料）を比較し、提言内容が反映されていない点や抜けている事項、具体化すべき事項などについて審議を行う。委員は次回の部会（3/27）で検討すべき論点に関する意見を3/21頃までに庶務へ提出する。

2 審議の概要

①部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつおよび委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1. 決定事項」参照。

②部会での検討事項およびスケジュール

資料1「淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要（暫定版）」、資料2「テーマ別部会について」をもとに、今後の部会での検討事項やスケジュールなどについて説明が行われた。今後の部会開催について、上記「1. 決定事項」の通り決定した。

③淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者から、資料3-2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』 質問の回答」、資料3-2-3「委員からの質問と回答」を用いて、委員からの治水に関する質問と意見に対して回答があった。その後、河川管理者の説明に対して、委員からの追加質問があり、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

- ・今後の治水を考える上では、技術では解決できない課題をどう解決していくかが重要。従来とは違う切り口の治水を考えていかなければならない。
- ・応急的堤防強化について説明されているが、これは従来通りの手法であり、提言にある「超過洪水・自然環境を考慮した治水」を実現できないのではないかと。提言では治水の理念転換をうたっているが、説明資料（第1稿）の内容は従来の治水の延長線上に感じる。提言を受けてどこがどう変わったのかを示すなどして、わかりやすく説明してほしい。（部会長）
- ・河川管理者は、時間、予算、環境への影響などを考慮して、提言で述べていることが本当にどこまで実行可能なのかを具体的に示さなければならない。何に対しても「検討したい」と答えては、審議が進まない。
- ・一度、環境という要素を横に置いて、「治水だけを考えた場合にも、このような転換が必要」ということを明言すべき。それと同時に「河川環境の重要性を考慮することによって、このような転換が必要」という内容と併行して考える必要がある。

④一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から発言があった。

- ・基本高水流量がどのような論拠に基づいて算出されたのかにまで踏み込んだ審議をお願いしたい。

→基本高水流量に対応した治水整備を行っていく従来の手法は、法律に基づいたものであり、簡単には中止できないだろう。しかし、委員会は超過洪水を考慮した治水計画を提言しており、常に意識して委員会の立場から議論していきたい。（部会長）

以上

※このお知らせは委員の皆様にご覧の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第2回治水部会（2003.3.27開催）結果報告

2003.4.3 庶務発信

開催日時：2003年3月27日（木） 12:30～14:35

場 所：国立京都国際会館 2階 Room B-1

参加者数：委員11名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者80名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

①淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」をもとに、提言に記された新たな理念を河川管理者がどう評価しているか等について、委員と河川管理者の議論を中心に進められた。

主に下記事項について意見交換が行われ、「理念については委員会と河川管理者はほぼ同じ考えに立っている」との認識となった。

＜「超過洪水を考慮した治水」をどう評価するか＞

- ・河川管理者の説明「提言の考えに沿って、どのような大洪水に対しても壊滅的な被害を回避することを大目標と考え、現在ある堤防の強化が最優先事項と考えている。これまでのように目標規模を決めるのではない考え方をしている。」等
- ・委員からの意見「対策や堤防強化の考え方（優先順位など）が分かるよう記述すべき」「堤内地でのソフト対策など流域での対応についてもっと充実させるべき」等

＜「自然環境を考慮した治水」をどう評価するか＞

- ・河川管理者の説明「治水の項目ではなく、河川環境の項目に内容を記している」「各河川の各箇所、環境、治水、利水で総合的に最適となるよう考えることを基本としたい」等
- ・委員からの意見「環境と治水を同等で考える、という理念を記述すべき」「自然環境の保全・回復をめざした場合、治水安全度に影響するケースもあり、その際の治水としての考え方を記す必要がある」等

＜「地域特性を考慮した治水」をどう評価するか＞

- ・河川管理者の説明「壊滅的な被害の回避を大方針として、必要な場所では浸水被害の低減を並行する」「浸水被害の低減に関しては地域ごとに既往最大など目標を考えて記述している」等
- ・委員からの意見「壊滅的な被害の回避と地域特性に応じた治水安全度の向上とを矛盾せずに進める考え方が基本である、ということを明確に示すべき」「目標は一律には定められないので、地域ごとに地元の意見も考慮しながら考える必要があるのではないか」等

※審議の進め方等について部会長から下記発言があった。

- ・ダムについては、どのような方法、位置づけで審議するかを検討した上で行いたい。
- ・次回の部会は、議論の内容や進め方をあらかじめ決めて行いたい。河川管理者にも事前に伝えて、準備頂きたい。
- ・会議資料について、議論しやすい資料構成にできるよう、庶務と相談する

②一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者からの発言はなかった。

3 今後の予定

- ・第3回治水部会は4月10日（木）9:30～12:30、第4回治水部会は4月14日（月）9:30～12:30に開催する。

以上

※このお知らせは委員の皆様へ会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第3回治水部会（2003.4.10開催）結果報告

2003.4.15 庶務発信

開催日時：2003年4月10日（木） 9：30～12：20

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール 淡海 9

参加者数：委員 11名、他部会委員 1名、河川管理者 22名、一般傍聴者 63名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、第19回委員会（3/27）の報告などが行われた。

②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者より、資料2-3「淀川水系河川整備計画説明資料（第1稿）」における治水・防災の説明資料を用いて、提言の新たな理念をどのように評価して、具体的な整備内容に反映したのかを中心に説明が行われた。その後、休憩を挟んで、委員から河川管理者に対して質問が出され、河川管理者との間で主に以下の項目について意見交換が行われた。

○堤防強化の考え方

- ・全ての区間がスーパー堤防となることが本当に良いのか（恒久的＝スーパー堤防、応急的＝既存堤防強化という考え方はおかしいのでは）
- ・「スーパー堤防が無理なところは全て応急的堤防強化で対策していく」ことは、「堤防には頼らない治水を進める」としている提言の理念と矛盾しているのでは
- ・既存堤防の強化として具体的な内容、新しい技術開発に向けた予定
- ・堤防強化の緊急対策区間の決め方と強化策（堤防の現状をきちんと把握し、それに基づいて合理的な方策を進めるべきでは）
- ・緊急対策区間の決定について住民の関わり

○被害ポテンシャル低減対策方策協議会のイメージ

○情報提供、伝達方法

- ・夜間の情報提供（夜間と昼間の場合では考えておく情報伝達の方法が異なるのでは）
- ・緊急対策区間周辺とその他の地域では情報提供やシステム整備も変わってくるのでは

○狭窄部（「当面開削しないが既往最大規模の降雨の被害の解消を図る」は非常に難しいのでは。方策として挙げられている既存ダムの「治水機能強化」の意味）

※次回部会の内容等について部会長から下記説明があった。

- ・本日の質問で回答を次に回したもの（樹林帯を残すなど環境を考慮した際の堤防の考え方、琵琶湖沿岸の浸水被害軽減策としての瀬田川流下能力向上、天ヶ瀬ダム放流能力向上、塔の島地区等の宇治川改修等）への回答を河川管理者から頂く。
- ・治水におけるダムの役割について河川管理者から説明頂き、意見交換を行う。

③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1名から「ダム建設については、費用負担の実状等も一般に情報公開すべき」「地域の協議会では新旧両方の住民意見の反映を考慮してほしい」等の意見が出された。

※このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第4回治水部会（2003.4.14開催）結果報告

2003.4.21 庶務発信

開催日時：2003年4月14日（月） 9：30～12：30

場 所：大阪ガーデンパレス 2階 松の間

参加者数：委員11名、他部会委員1名、河川管理者23名、一般傍聴者145名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに報告が行われた。

②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者より資料2-3-1「ダムに関する説明資料」、2-3-2-1「宇治川塔の島地区改修計画説明資料」、2-3-2-2「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」を用いて説明が行われた。その後休憩を挟んで、委員から河川管理者に対して質問が出され、河川管理者との間で主に以下の項目について意見交換が行われた。

○瀬田川洗堰操作規則の考え方

- ・操作規則は河川法の改正以前に合意されたもの。改正河川法と当流域委員会からの提言をうけて、再検討されるべき。
- ・合意の妥当性も含めて検討し、必要であれば関係者の同意を得ながら変更する。（河川管理者）
- ・整備計画には、今後の検討の方向性なども明確に記すべき。 等

○宇治川塔の島地区改修計画について

○ダムについて

<治水の理念転換を受けたダムのあり方>

- ・提言を受けて、治水面で従来の考え方からどう変わったのかを説明頂きたかった。（部会長）
- ・我々は、提言に記されている治水の理念転換、ダムのあり方に沿った考え方でダムについて考えており、次の委員会ではそのような観点から説明したい。具体的には、従来のような、「下流のある地点で何t/sの流量をカットするために上流のダムを位置づける」という説明にはならない点が大きな転換点だと思う。（河川管理者） 等

<ダムの検討、説明にあたっての留意点>

- ・ダムの必要性を説明する際には、タイムスケールを考えた対策の違いを踏まえた説明とすべき。
- ・ダムについては、様々な代替案の検討、リスクマネジメントの面からの検討、水需要管理の立場からの検討、ダム周辺の自然環境面も含めた検討等を行って頂きたい。
- ・次回の委員会で我々が提示するダムの資料、説明について「不足している」という場合には流域委員会からの要請に応じて、それ以降に追加の説明や資料提出を行う。「これで議論を打ち切ってください」とは一切言わないので、部会や委員会で議論をし尽くして頂きたい。（河川管理者） 等

③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から「洗堰操作規則の見直しは計画中のダムで対応すればこれまでの上下流の合意に抵触しないのでは」「日吉ダムでは貯水率何%まで放流しているのか」「青野ダムの魚道について建設後に住民等に意見を聴くやり方は疑問」「ダムについて建設費用の負担方法等、財政面も一般に説明してほしい」等の意見が出された。

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第1回 利水部会（2003.3.8開催）結果報告

2003.3.12 庶務発信

開催日時：2003年3月8日（土） 13:30～15:30

場 所：京都市サーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員11名、他部会委員3名、河川管理者18名、一般傍聴者76名

1 決定事項

① 利水部会の部会長代理として槇村委員が決定した。

① 各委員は、3/21頃までに提言および説明資料(第1稿)の利水部分をもとに、本日の資料3-3を参照のうえ、利水に関する論点および具体的な実現方法についての意見を提出する。

① 河川管理者は、次回部会(3/27)までに、水需要に関する何らかのデータを用意する。

① 4月中に1～2回程度部会を開催する方向で日程調整を行う。

2 審議の概要

① 部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつおよび委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1. 決定事項」参照。

② 部会での検討事項およびスケジュール

資料1「淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要(暫定版)」、資料2「テーマ別部会について」をもとに、今後の部会での検討事項やスケジュールなどについて説明が行われ、上記「1. 決定事項」のとおり決定した。

③ 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

河川管理者より、資料3-2-1「説明資料(第1稿)質問の回答」、3-2-3「委員からの質問と回答」を用いて、「説明資料(第1稿)」への委員からの利水に関する質問と意見に対して回答があった。その後、進め方について委員による意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

議論の進め方として、河川管理者との質疑応答をする前に説明資料(第1稿)に関してそれぞれ委員が感じていることを話し合い、考えや認識を共有したほうがよいのではないか。特に水需要管理という言葉のイメージを委員間で統一する必要がある。

利水の理念転換など本当に実現できるのか、河川管理者からみた「提言」への意見を聞かせてもらいたい。できないところはどこかなど、その辺の整理から始めた方がよい。

説明資料に記されている内容は、水需要管理の第一歩だろう。水需要管理を実現させるためには、経済的手法を取り入れる必要がある。そこへ到達するためのステップも含めて計画に盛り込まれた方がよい。

これまで水の供給管理を主として行ってきた河川管理者が、これから水需要管理の立場で業務を行っていいのか、行おうとされているのか、その部分から議論すべきではないか。

→回答となっているかどうかかわからないが、提言の受け止め方としては、水需要管理を川との関連でとらえ、水需要そのものを減らすのではなく、川からの取水量を減らすことと捉えている。また、料金政策による需要の抑制等は、河川管理者に提言されても難しいのではないかと感じている。(河川管理者)

各委員が、利水の理念転換において、供給側の立場である河川管理者がどのような役割を果たせば、提言の内容を実現できるのかを具体的に考え、部会で議論すべきではないか。

河川管理者は、水需要の予測データをできるだけ早く出してほしい。提言内容についてできないことや、その理由を教えてほしい。それを参考に、誰がどうしたらよいか実現方法について議論する必要がある。(委員長)

資料 3-3 には、ダムに関する論点が抜けているのではないか。

④ 一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者 1 名より、「河川管理者が水需要の精査をされている、とのことだが、各自治体の予測などまでしっかり踏み込んで精査をお願いしたい。また、委員会では渇水（特に平成 6 年の渇水）について議論すべき」との発言があった。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003 年 3 月 27 日 (木) 9 : 30～11 : 30

場 所：国立京都国際会館 2 階 R o o m B-1

参加者数：委員 8 名、他部会委員 1 名、河川管理者 16 名、一般傍聴者 53 名

1 決定事項

- ・第 3 回利水部会を 4 月 8 日 (火) 10:00～13:00 に、第 4 回利水部会を 4 月 14 日 (月) 13:30～16:30 に開催する。

2 審議の概要

①河川整備計画策定に向けての説明資料(第 1 稿)に関する意見交換

部会長より、資料 2-1「説明資料(第 1 稿)検討の論点について」について説明があり、「説明資料(第 1 稿)」の利水の部分に関して委員から既に提出されていた論点と合わせて、水需要管理の実現にむけて、幅広く意見交換が行われた。

〈主な話題〉

○水需要管理のスタンスの共有について

- ・河川からの取水量を減らすことなのか、淀川流域では水需要を抑制すべき、具体的な抑制の目標(使用量、取水量等)を定めるべきでは/それを数値レベルとして設定できるか、環境流量をまず定めるのか、水利用の仕組み自体を変えるべき等

○環境流量について

- ・環境流量とは何か、環境流量を算出できるか等

○水需要管理の実施主体について

- ・河川管理者にできない問題をどうするか、他省庁や流域市町村との調整をどうするか、現法の改正が必要か等

○水需要の精査・確認の意味について

- ・河川管理者独自で水需要を精査できるか、水資源開発基本計画(フルプラン)との関係をどうするか、精査した結果をどうするか等

※部会長より、河川管理者に対し水需要の実態や精査・確認に関するデータを用意してほしい旨の要請があった。

②一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名より、「現在、構想されている臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権の大阪府営水道へ転用が進めば、大阪府が丹生ダム等による水資源開発に参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても然りである」との発言があった。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年4月14日（月） 13：30～16：30

場 所：大阪ガーデンパレス 2階 桐の間

参加者数：委員10名、他部会委員2名、河川管理者23名、一般傍聴者145名

1 決定事項：特になし。

2 審議の概要

①河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

部会長より、資料2-1「説明資料(第1稿)検討の論点について」について、河川管理者より資料2-3-3「利水の現況等に関する補足説明資料」について説明があり、意見交換が行われた。

○全体的な意見

- ・「大転換を提言した利水の部分が説明資料では非常に少ない。提言を真摯に受け止めて欲しい」「提言の実現に向けて、今すぐは無理でも今後こういう風にやっていくことがわかれば、河川管理者の熱意が感じられ委員もある程度納得するのでは」「河川管理者の権限内で実施できることについてもっと言及すべき」等説明資料の利水部分の充実に関する意見が出された。

→「利水については我々だけではできないことが多く、水利権の関与等しかできないのが正直なところ。協議会等を活用しながら2、3年のスパンで一生懸命縦割りを排し水需要管理を実現したい。」(河川管理者)

○水需要の精査確認について

- ・「必要度の差等を考慮した用途別の水需要の洗い直しまで踏み込むべき」「利水者の需要予測を精査すべき」「水需要の精査はあるが、水需要予測の精査がされていない」等の意見が出された。

→「用途別の需要について実測値を持たないため必要度の差を考慮することは難しい」「新規水資源開発の抑制につながる部分として、水需要予測の精度向上と転用の可能性があり、現在、転用の可能性に重点的な狙いをつけてやっている」(河川管理者)

○水利権の用途転用について

- ・「部門間転用のほか複数自治体間での上水道同士の転用もありうるのでは」等の意見が出された他、資料中の“近年の実力評価”について「重要な部分であり、データと算出方法を明記して欲しい」といった要望が出された。

○水需要管理協議会、関係省庁との連携について

- ・「協議会は水需要の精査・管理を実現するために必要だが、そのイメージや方向性を明確にすべき」「関係省庁との連携の阻害要因を委員会と河川管理者とで検討すべき」等の意見が出された。

②一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より、「生活用水の用途別の需要確認は困難ではないか」「渇水時における環境用水の用途転用はどのように考えているのか」等の発言があった。 以上

※このお知らせは委員の皆様へに会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第1回住民参加部会（2003.2.24開催）結果報告

2003.2.28庶務発信

開催日時：2003年2月24日（月） 17:30～20:00

場 所：大阪ガーデンパレス 2階 芙蓉の間

参加者数：委員14名、他部会委員3名、河川管理者19名、一般傍聴者約60名

1 決定事項

- ・住民参加部会の部会長代理として嘉田委員が決定した。
- ・整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言（提言030117版の別冊）は、現在休止中の一般意見聴取WGメンバーの川上委員を中心に、塚本委員、村上委員、山村委員をメンバーとする作業部会にて、たたき台を作成し部会に提出する。作業部会の会議には上記メンバー以外の委員も参加可能とする。
- ・淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）（以下、説明資料）については、「4.1 計画策定・実施のあり方」「5.1 計画策定・推進」は全委員が、「河川環境」「治水」「利水」など各分野における住民参加のあり方については、それぞれ担当委員が次回部会までに意見を提出する。担当は、各委員からの希望をもとに、部会長・部会長代理が調整のうえ、決定する。

（なお、部会終了後、部会長と部会長代理の相談の結果、第2回部会(3/27)以降、第20回委員会(4/21)の間に、1～2回部会を開催する方向で日程調整を行うこととなった。）

2 審議の概要

① 部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつおよび委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1. 決定事項」参照。

② 部会での検討事項およびスケジュール

今後の部会での検討事項やスケジュール、役割分担等の議論が行われ、上記「1. 決定事項」のとおり決定した。

- ・この部会で検討すべき事は2つある。1つ目は整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映についての具体的な提言。2つ目は、整備計画原案の住民参加に関する部分についての検討。このうちどちらを優先するのか、又は並行して行うのかを決める必要がある。

○整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映についての具体的な提言のとりまとめについて、今後すべきこと、作業の進め方について、主に下記意見が出された。

- ・参考資料1「住民意見の聴取・反映に関する提言(素案021101版)」の「3-2 河川整備計画策定時」を詳しく具体的に検討し、提言としてとりまとめる必要がある。まずは様々な意見聴取の方法を情報収集し、そこから現実的に可能な方法を検討していけばよい。

- ・一般意見聴取WGメンバーが中心となって、次回部会までに素案をとりまとめてほしい。（部会長）

○原案の検討について

現在河川管理者から提示されている説明資料（第1稿）の検討の進め方について、主に下記意見が出された。

- ・進め方について：「各分野、事業ごとに住民参加のあり方を考えて、まとめてゆけばよい」
- ・役割分担について：「4.1、5.1は全委員で考えれば良いが、個別分野を住民参加の視点で検討する部分については、分担を決めて意見を提出した方が効率的ではないか」、「分担につ

いては、他のテーマ別部会との兼務状況を考慮して決めた方が良いのでは」

- ・住民参加の考え方について：「住民には、関心の高い層から無関心層まで多様であり、それぞれ参加方法が違う。また、集まった住民意見を評価する人材の養成についても考えておく必要がある」、「相反する利害が発生する場合の合意形成は、信頼と安心が基礎となるため、コーディネーターの能力や人間性が重要なファクターとなる」

○河川管理者が実施中の意見聴取への助言

- ・「提言をとりまとめれば、それに従って具体的に考えられると思うので現段階では特段に必要とは思えない」「現在実施中のものなので早めに議論すべき」等の意見が出され、部会長から「今提案を出せていないので、助言はしてもよいのではないかと思う」との意見が出された。
- ・「先日、現在実施中の説明会に参加したが、もっと理念転換を前面に出し、一般の人にわかりやすい言葉で伝えていく必要がある」との提案があった。

③ 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第 2 回住民参加部会（2003.3.27 開催）結果報告

2003.4.3 庶務発信

開催日時：2003年3月27日（木） 12:30～14:35

場 所：国立京都国際会館 2階 Room B-2

参加者数：委員 11 名、他部会委員 1 名、河川管理者 8 名、一般傍聴者 24 名

1 決定事項

- ・各委員は、作業部会が本日提出した河川整備計画策定時における一般意見の聴取・反映についての案（資料3）に対する意見を提出する。
- ・各委員は、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」についての意見（総論部分および各担当分野）を引き続き、次回部会までに提出する。

2 審議の概要

① 第18回委員会以降の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに第18回委員会以降の状況、テーマ別部会の設立や今後の予定について説明が行われた。

② 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」をもとに部会長より本日の論点についての説明が行われた。その後主に資料2-1の18頁の論点（1）をもとに、河川レンジャーの目的、位置づけ、名称、拠点などについて意見交換が行われた。

③ 住民参加に関する提言について

住民参加作業部会の川上リーダーより、資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、作業部会がこれまでの議論をもとにまとめた案について中間報告がなされ、その後“関係住民”の定義や意見聴取・反映のフロー等について意見交換が行われた。

④ 今後の進め方について

作業部会は、整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言（提言030117版の別冊）作成のとりまとめを次回部会（4/11）に提出する。部会はこのとりまとめをたたき台として審議し、第20回委員会（4/21）へ部会からの案として提出する。

第4回住民参加部会の開催を4/18に予定するが、審議の進み具合に応じ、開催しない場合もあり得る。

⑤ 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「一般からの流域委員会への質問や意見に対し回答していくと提言説明会で聞いたが、その後の進捗状況を教えてほしい」との発言があり、庶務より「現在いくつかの論点に分けて整理した冊子を作成中であり、近日中に出来上がる予定である」との回答があった。

以上

※このお知らせは委員の皆様へに会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第3回住民参加部会（2003.4.11開催）結果報告

2003.4.15 庶務発信

開催日時：2003年4月11日（金） 14:00～17:00

場 所：カラスマプラザ 21 8階 大・中ホール

参加者数：委員 12名、河川管理者 17名、一般傍聴者 40名

1 決定事項

- ・ 第4回住民参加部会を、4月18日（金）14:00～17:00に大津市のピアザ淡海にて開催する。
- ・ 各委員は、4月15日（火）の午前中までに、i）説明資料（第1稿）と、ii）「一般意見の聴取・反映方法について（案）」（資料3）についての意見を庶務に提出する。また、ii）に記載する「関係住民」の範囲（国民全体を含めるか否か）についての意見を早めに庶務に提出する。
- ・ 各委員から寄せられた意見を作業部会メンバーが検討し、「一般意見の聴取・反映方法について（案）」の修正版を次回部会に提出する。

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

②住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換

住民参加部会作業部会の川上リーダーより、資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、作業部会によるとりまとめ案について説明があり、その後、意見交換が行われた。

<主な話題>

- ・ 現行法で定められた範囲内で提言を行うのか、これまでにない新しい視点を含めたものとするのか、提言のスタンスについて。
- ・ サイレントマジョリティの捉え方について
- ・ 公聴会、対話集会、ワークショップ等の位置付けについて
- ・ ファシリテータや第三者機関の意義と役割、人物像について

③淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」をもとに説明が行われ、その後、説明資料（第1稿）や整備内容シートに関して、考え方や視点に追加すべき事項、協議会や委員会等における住民参加のあり方など整備内容についての意見交換が行われた。

④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

以上

※このお知らせは委員の皆様へに会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第4回住民参加部会（2003.4.18開催）結果報告

2003.4.28 庶務発信

開催日時：2003年4月18日（金） 14:00～17:00

場 所：ピアザ淡海 3階 大会議室

参加者数：委員13名、河川管理者16名、一般傍聴者48名

1 決定事項

- ・ 本日の議論の内容を踏まえて、部会長、部会長代理および作業部会リーダーは、資料2-1補足「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」を修正し、4月21日（月）の第20回委員会に提出する。
- ・ 資料2-1補足の内容について、意見のある委員は、5月7日（水）までに庶務に提出する。
- ・ 第5回住民参加部会の日程については、委員会、他部会の状況等を踏まえ調整する。

2 審議の概要

① 委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

② 住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換

住民参加作業部会の川上リーダーより、資料2-1補足「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、前回からの修正部分について報告がなされ、その後意見交換が行われた。

<主な話題>

- ・ 対話集会の位置づけ（現行法に従って開催、運営等）
- ・ 第三者機関の役割と位置づけ（第三者機関の必要性、新たな第三者機関を設置するのは時間的に可能か、第三者機関を委員会が担うべき等）、権限（河川管理者に行うのは勧告か報告か等）について
- ・ ファシリテータの役割、位置づけ、名称、具体のイメージ・人選等について（第三者機関とファシリテータの関係と役割分担、進行調整役等の名称に、人選と決定者等）
- ・ 対話集会の開催方法について（整備内容により適宜開催方法を検討すべき、テーマの設定等について）
- ・ 合意形成までのプロセス／提言が主張すべき住民参加のあり方（協働型か、住民主導型か）／整備計画の策定における住民参加の手続き（フロー）／関係住民の定義／資料の再構成等について

③ 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。